

# 前事業年度の事業報告書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

特定非営利活動法人  
精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議

## 1 事業の成果

当法人は、平成15年4月7日付けにて北海道知事より特定非営利活動法人の認証を受け、精神保健福祉法に基づく「精神障害者共同住居」を設置・運営（道補助事業）し、平成18年10月1日からは「障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）」に基づく共同生活援助事業所の指定を受け「精神障害者グループホーム事業（グループホームめぞん・ぱぶら事業）」を主たる事業として実施してきた。

特に、この主たる事業では、『医療機関や関係機関等、他の福祉事業者との連携強化』、『スタッフと利用者の日常的なコミュニケーション場面の創出』、『利用者の自主性と人権の尊重』、『関係法令の遵守』などを通じ、質の高い障害福祉サービスを提供することを目標してきた。

前事業年度（以下「令和6年度」という。）は、前々事業年度（以下「令和5年度」という。）と同様に（1）精神障害者グループホーム事業（グループホームめぞん・ぱぶら事業）、（2）精神障害者に対する地域住民の理解を深めるための事業（社会啓発事業）、（3）NPO法人運営事業の3つの事業を実施した。

各事業の詳細は以下のとおりである。

### （1）精神障害者グループホーム事業（グループホームめぞん・ぱぶら事業）

#### （a）実施事業について

令和6年度は、令和5年度（以下「前年度」という。）に引き続き、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービス事業」である「共同生活援助事業（介護サービス包括型）」を実施した。

#### （b）具体的な事業展開

事業運営では、事業計画に基づき、これまで通り、関係法令等に準じた基礎的な視点とこれに基づくサービス提供に加え、利用者の 心身の状況等（ADL・QOL）や生活ペースを理解・肯定すること、

顕在能力（自立心や自助能力等）を低下させないこと、 潜在能力（エンパワーメント）を引き出すこと、 プライバシーや人権を尊重すること…などを重要な視点と位置づけ、利用者一人ひとりの心身の状況を踏まえた個別支援計画に基づき、必要かつ適切な障害福祉サービスの提供に努めた。

また、これらに加え、前年度（令和5年度）同様、利用者が協力し合いながら共同生活を営み、かつ、利用者間の交流を深めるための機会・場である『利用者自治会』の支援（月1回の定例会議）を行った。

#### （c）事業の成果

##### 利用実績

令和6年度は、定員7人に対し、実人数6人、延べ2,101人（前年度2,055）に対し共同生活援助サービスを提供した。

なお、実人数6人のうち1人が精神疾患の悪化に伴い長期入院（1月8日～3月31日）したものの、延べ利用者数は前年度に比べ46人増加、一日あたりの平均利用者数は5.8人/日（前年度5.7）、定員に対する利用率は82.9%（同81.4）と、いずれも前年度を僅かながら上回った。

利用者の障害支援区分の平均は、令和6年度当初4.0（6人の平均）であったが、区分3の利用者1人が年度途中（8月1日）で区分4に変更となったことから、年度末は4.2（6人の平均）となった。

また、高齢の利用者や区分4以上の利用者、心身の不調から日中活動を一時的に休む利用者がいることから、日中支援を行う職員（日中支援従事者）を加配し、個別支援計画に従い日中支援を行った。

日中支援対象日数（土・日・祝日、日中活動先の休止日などを差し引いた日数）は246日（前年度246）、これに対し日中支援提供日数は231日（同236）で、日中支援提供日率は93.9%（同95.9）という結果となった。これは職員の年休取得等に伴い日中支援従事者が確保できなかった日が発生したためである。

その結果、令和6年度の日中支援延べ提供人数は1,199人（前年度1,133）、提供日1日当たりの平均提供人数は5.2人/日（同4.8）といずれも前年度に比べ僅かがら増加した。この主な理由は、心身の不調のため日中活動を休みがちとなった利用者がいたためである。

表-1a 前事業年度(令和6年度)利用者の実人数

項目	年・月	令和6年										令和7年			年度合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
実 人 数		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
支援区分別	区分1及び非該当														
	区分2														
	区分3	1	1	1	1										1
	区分4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	区分5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	区分6														

注) 実人数の「年度合計」欄は各月毎の実人数を合算したものではない。支援区分の平均は年度当初(4月)が4.5、年度末(3月)が4.0であった。

表-1b 前事業年度(令和6年度)利用者の利用延べ人数

項目	年・月	令和6年										令和7年			平均利用者数
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
利用者延べ人数		180	186	180	180	186	180	186	180	186	162	140	155	2,101	5.8
支援区分別	区分1及び非該当														
	区分2														
	区分3	30	31	30	31										122
	区分4	120	124	120	118	155	150	155	150	155	131	112	124	1614	4.4
	区分5	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	1.0
	区分6														
営業日数(日)		30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	

注) 平均利用者数は、利用者延べ人数の年度合計を年間営業日数で乗じて得た数(人/日)

表-2 前事業年度(令和6年度)日中活動を休んだ利用者等への支援状況

項目	年・月	令和6年										令和7年			年度合計	年度平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
日中支援対象日数(日)		21	21	20	22	21	19	22	19	22	21	18	20	246		
日中支援提供日数(日)		19	21	19	22	18	18	20	18	21	17	18	20	231		
日中支援延べ提供人数(人)		103	107	97	107	101	99	116	98	118	76	84	93	1,199		
1日当り支援提供人数(人/日)		5.4	5.1	5.1	4.9	5.6	5.5	5.8	5.4	5.6	4.5	4.7	4.7		5.2	
日中支援提供日率(%)		90%	100%	95%	100%	86%	95%	91%	95%	95%	81%	100%	100%		94%	

注) 日中支援対象日数とは、当該月日数から土・日・祝日、日中活動先の休止日を差し引いた日数(日中支援加算が算定可能な日数)。

### 職員体制について

令和6年4月1日付で改正された国が定める「共同生活援助」の配置基準に従い、令和6年度は以下のように職員を配置した。なお、職員の実数は、常勤職員4人、非常勤職員1人である。

表-3 前事業年度(令和6年度)の職員配置実績

職種	配置数	常勤換算	配置基準
①管理者	常勤・兼務1		常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務を兼務可)
サービス管理責任者	常勤・兼務1		1人以上(利用者数30人以下の場合)
世話人	常勤・兼務2	1.1	世話人=(前年度平均利用者数/6)以上 生活支援員=前年度実績より算出した数以上 [世話人+生活支援員]加配 =(前年度平均利用者数/12)以上
生活支援員	常勤・専従2 非常勤・専従1	1.2	

なお、夜間時間帯(午後10時から午前5時)は、常勤職員4人が夜間支援従事者として毎夜2人体制で勤務し、個別支援計画上、夜間支援が必要な利用者に対し障害福祉サービスの提供を行った。

また、これら職員数(常勤換算数)に加え、個別支援計画に従い、加齢や突発的な心身不調等に伴い日中活動(就労継続、生活介護、デイケア、地域活動センターなど)へ通うことができず休んだ利用者を支援するために、本来、利用者がこれら活動のために外出する予定の時間帯(概ね午前9時から11時)に日中支援従事者を加配した。

## 防災管理体制及び緊急時対応について

防災管理体制及び緊急時対応の確保及び強化として、また、利用者の高齢化や重度化等の進行を踏まえて、消防法や関係法令等、所轄庁からの指導等で必要とされる回数以上に避難訓練を実施した。

同時に、「自然災害発生時の業務継続計画（BCP）」及び「感染症発生時の業務継続計画（BCP）」に基づく職員会議や非常時を想定した訓練等を実施した。

また、外部からの侵入者や不審者等への防犯対策、消費者被害防止の啓発等を実施した。

消防設備等点検の実施（消防法に基づく点検。法定点検1回、自主点検1回、計2回実施。）

消防機関へ通報する火災報知設備の接続確認（消防設備等点検時に稚内消防署とアクセス）

LPG発電機の動作確認等の実施（年1回実施する暖房及び給湯ボイラー定期点検と共に実施）

利用者自治会議での防災、防犯、消費者被害防止の指導、関連ポスターの掲示など

定例避難訓練（全11回、ナースコールの作動確認も同時実施。）

自然災害発生時における業務継続計画（BCP）に基づく避難訓練等の実施

・徒歩による高台避難（集合）場所までの避難訓練及び避難経路確認 全2回（7/22、9/2実施）

・炊出し訓練 全2回（7/22、12/25実施）

・断水訓練 全1回（4/24実施）

・停電訓練 全1回（2/3実施）

「防災会議」、「自然災害発生時の業務継続計画および感染症発生時の業務継続計画に係る職員会議」の実施（4月22日、全職員出席のもと実施）

外部研修の受講

「消費生活セミナー（自然災害と損害保険）」、「令和6年度感染症医療教育・支援セミナー」

「令和6年度感染予防研修」、「医療・介護従事者のための新興感染症感染予防講座」の受講

表-4 前事業年度（令和6年度）に実施した避難訓練の概要

実施年月日	想定内容		災害想定						避難時間
	日中	夜間・深夜	火災	地震	津波	高波	大雨	その他	
令和6年4月1日									1分10秒
4月8日								(BCP/断水)	-
5月13日									1分30秒
6月3日									2分00秒
7月1日									1分30秒
7月22日								(BCP/炊出し)	15分00秒
8月5日									1分30秒
9月2日								(BCP/高台避難)	12分45秒
10月7日									1分05秒
11月11日									1分40秒
12月2日									1分22秒
12月25日								(BCP/炊出し)	-
令和6年1月6日									1分05秒
2月3日								暴風雪・(停電)	1分20秒
3月3日									1分40秒
(実施回数)	6	8	1	10	7	1			5

注)月に1回の利用者自治会に合わせて実施（午後6時前後）

## 各種行事・レク活動等の実施について

令和6年度は、利用者間及び利用者・職員間の親交を深めるための行事は、自然災害発生時における業務継続計画（BCP）に基づく避難訓練等のうち「炊出し訓練」として、7月22日及び12月25日に全利用者・全職員の参加のもと実施した。

なお、この炊出し訓練は、非常時に備えた訓練という趣旨に加え、従来の行事及びレク活動と同様に利用者間の親交を深めることにとどまらず、生活サイクル、QOL、ADL、第三者に対する意思表示の改善などの効果をもたらした。

これら行事に加え、感染症予防の観点から、季節性インフルエンザワクチン接種を実施した。（利用者は個人負担、職員は法人負担）

また、労働安全衛生法に基づき、夜勤に従事する職員は年2回、夜勤に従事しない職員は年1回、健康診断を実施した。（費用は法人負担。オプションの検診項目は個人負担。）

## 会議及び研修等について

### ( ) 事業上必要とする会議及び研修等の実施

令和6年度は、前年度と同様、職員会議のほか、共同生活援助事業を実施する上で法令上、設置又は実施が求められている各種委員会及び法人内研修を開催した。

特に、令和4年4月から「障害者虐待防止の更なる推進」と「身体拘束の適正化」が義務化となり、令和5年4月からは減算適用、令和6年4月から「虐待防止措置未実施減算」が新設されたことから、これらを踏まえ、法人内の委員会及び研修の開催はもとより、職員研修等の一環としても外部研修等への参加を積極的に行った。

職員会議（全14回）

・月例会議（全12回）

・「自然災害発生時の業務継続計画」に基づく職員会議（全1回）

・「感染症発生時の業務継続計画」に基づく職員会議（全1回）

サービス担当者会議（全2回。個別支援計画作成及びモニタリング時に実施。）

法人内委員会（各1回）

感染症防止対策委員会、虐待防止委員会、身体拘束廃止委員会、防災対策委員会

法人内研修（各1回）

感染症防止対策研修、虐待防止研修、身体拘束廃止研修

○外部研修

「令和6年度北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修」の受講（全職員が参加）

表-5 前事業年度（令和6年度）に実施した事業上必要な各種委員会及び社内研修の概要

開催年月日	法人内委員会				法人内研修会		
	防災対策	感染症防止対策	虐待防止	身体拘束廃止	感染症防止	虐待防止	身体拘束廃止
令和6年4月22日							
5月27日		○		○			
6月24日							
(実施回数)	1	1	1	1	1	1	1

### ( ) 職員研修等

令和6年度は「職員研修計画規程」及び「職能資格制度規程（キャリアパス）」に基づく職員研修の実施、外部研修への参加を通じて、職員の業務上必要となる知識や技術等の修得、向上を図った。

#### ステップアップ研修（各職位毎の研修）

[目的] 各職位ごとの研修として実施

研修名	実施状況等	
採用直後研修	令和6年度は対象者なし	
初級職研修	令和6年度は対象者なし	
中級職研修	7月28日 「令和6年度消費生活セミナー（自然災害と損害保険）」の受講 (受講者1名) 2月23日 「令和6年度北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修」の受講 (受講者2名)	
上級職研修	7月28日 「令和6年度消費生活セミナー（自然災害と損害保険）」の受講 (受講者3名) 10月3日 「道北圏域相談支援専門員とサービス管理責任者のためのスキルアップ研修」の受講(受講者2名) 1月30日 「障がい者（児）歯科保健医療連携推進事業に係る検討会」への出席 (出席者2名) 2月23日 「令和6年度北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修」の受講 (受講者3名)	
課長職研修	令和6年度は対象者なし	

## プロワーク研修

[目的] 職位を問わず職掌上、担当職員に求められる難易度の高い業務に関する研修として実施

研修名	実施状況等
個別支援計画作成研修	10月3日 「道北圏域相談支援専門員とサービス管理責任者のためのスキルアップ研修」の受講（受講者2名） 12月19-20日 「サービス管理責任者研修（更新研修）」の受講（受講者1名）
申請業務研修	申請業務等の大きな改正、担当者に変更がなく実施せず。
国保請求業務研修	国保請求システムの大きな改正、担当者に変更がなく実施せず。
情報技術研修	担当者に変更がなく実施せず。
その他業務上必要となる業務研修	4月12日 「令和6年度第1回精神保健福祉講演会」の受講（受講者1名） 5月9日 「令和6年度感染症医療教育・支援セミナー」の受講（受講者1名） 9月21日 「令和6年度虐待防止研修会」の受講（受講者1名） 11月29日 「令和6年度感染予防研修」の受講（受講者1名） 1月12日 「医療・介護従事者のための新興感染症感染予防講座」の受講（受講者1名） 2月11日 「令和6年度第2回精神保健福祉講演会」の受講（受講者1名）

## レベルアップ研修

[目的] 共同生活援助事業において、世話人及び生活支援員として利用者に対する支援を行う上で必要となる知識等の取得をめざした研修として実施した。

[内容] 令和6年度のテーマは「消費生活に関する基礎研修」とした。

[研修概要] 衣・食・住や契約、悪質商法、各種サービス、生活設計、環境など消費生活に関する基礎的な知識を学んだ。

[研修方法] 一般社団法人北海道消費者協会が毎年主催している「通信講座消費生活スタディ」を活用して実施した。（後援は北海道）

[教材等] 書籍名：「通信講座消費生活スタディ」テキスト（同協会から配布される）

[費用] 全額法人が負担した。（一人5千円×5人分）

[期間] 令和6年10月1日～令和7年3月31日

[研修実績] テキストによる学習

テキストに基づき各自で学習した。テキストの内容について質問や疑問があるときは、所定の質問票に記入して、北海道消費者協会へ送付し、わからないところを解決しながら、単元毎に知識を深めていった。

### ○効果測定の提出

各職員が実習の進捗状況に応じて「効果測定（受講者が自己の学習成果を知るために行うもの）」を実施。全員が完了した日（1月27日付け）にまとめて同協会へ提出。後日、採点された効果測定が郵送にて返送され、各自で復習した。

### スクーリングによる学習

3月に同協会（札幌市）においてスクーリング（講座）が実施されたが、業務の都合から全員受講しなかった。（スクーリングへの参加は任意）

### ○修了証書の授与

令和7年3月7月付けにて同協会より全職員に対し修了証書が交付された。

### ○レベルアップ研修の総括

3月3日（月）に開催した年度最後の定例の職員会議において、同協会から採点された効果測定を集計した結果をもとに、研修全般についての総括を行った。

[ 研修プログラム ]

第1章	消費者の権利と役割	1. 消費者問題とは 2. 消費者の権利 3. 消費者教育推進法 4. 消費者政策の仕組み 5. 消費者被害の傾向
第2章	契約	1. はじめに 2. 契約に関する法律の構造 3. 民法の基礎 4. 消費者契約法 5. 特定商取引法 6. 割賦販売法 7. 賃貸住宅と契約 8. 民事裁判の基礎 9. 身近な取引をめぐる業法のいろいろ
第3章	デジタル化社会	1. はじめに 2. スマートフォン(スマホ) 3. インターネット取引 4. ステルスマーケティング(ステマ) 5. SNS が入口の消費者被害 6. デジタルプラットフォーム
第4章	生活設計	1. 生涯にわたる生活設計 2. 社会保障と保険 3. 税金 4. 金融商品 5. 金融商品に関する法律 6. キャッシュレス決済 7. 消費者金融と多重債務 8. 相続・遺言
第5章	衣生活	1. 衣服の機能 2. 繊維と布地の種類 3. 素材の加工 4. 衣服の表示 5. 衣服の管理 6. クリーニングとトラブル 7. 衣服による事故と安全性 8. 衣服の流通とリサイクル
第6章	食生活	1. 健康と栄養 2. 食品安全 3. 食品の表示 4. 健康食品 5. JAS 制度 6. ガイドライン 7. 公正競争規約
第7章	暮らしの安全	1. 製造物責任法(PL 法) 2. 製品安全 4 法 3. 日本工業規格制度(JIS) 4. 家庭用品品質表示法 5. 製品安全行政 6. 製品事故が起きた時の解決手段 7. リコール制度 8. 住宅の安全 9. 高齢者・子どもに多い事故
第8章	環境	1. 環境問題の国際的な取組み 2. 日本の環境問題と環境政策 3. 循環型社会と法律 4. 環境に考慮した消費行動 5. エネルギー問題

## 福祉・介護職員待遇改善加算等の算定と職場環境等の改善について

令和6年度は、前年度同様、厚生労働省が平成24年度から創設した「福祉・介護職員待遇改善加算制度」、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「福祉・介護職員待遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」に基づき、待遇改善加算(区分 )及び特定待遇改善加算(区分 )を算定した。(ただし、特定待遇改善加算は令和6年5月末で廃止。)

この算定要件である「職場環境等の改善」は、制度や通知において示された分野等の中から選択し、以下のように取り組んだ。またホームページ等でこれらの公開(透明化)を行った。

表-6 前事業年度(令和6年度)に実施した職場環境等の改善

分類	内容	具体的な取り組み等
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	法人の定期総会資料(議案書、事業報告及び決算書、事業計画及び予算書など)の職員公開と説明、法人ホームページの運用
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、强度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	「資格取得費用支援規程」の運用 共同生活援助事業において、世話人及び生活支援員として利用者に対する支援を行う上で必要となる知識等の取得をめざした研修としてレベルアップ研修を実施(外部研修「消費生活に関する基礎研修」、管理者を含む全職員が受講、実施期間は令和6年10月1日～令和7年3月31日) ○「サービス管理責任者研修(更新研修)」の受講(1名) ○「相談支援専門員とサービス管理責任者のためのスキルアップ研修」の受講(2名)
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	「職能資格制度規程」の運用 「職員研修計画規程」の運用 「組織規程」の運用
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備	乳幼児・児童・生徒など扶養者、要介護者等がいる職員、遠地への定期的な病院受診、年休取得を希望する職員など個々の職員を最優先とする勤務シフトの作成。 ○「パートタイマー就業規則」の改訂(所定労働時間に応じた正規職員と同様の月額制手当の創設)
	有給休暇が取得しやすい環境の整備	法人側からの有給取得の促し。(シフト調整)
腰痛を含む心身の健康管理	福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施	腰に負担が掛からない清掃用具等の導入(更新)。
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	全職員を対象とする「健康診断」の実施。(夜勤に従事する職員は年2回、それ以外は年1回) 全職員を対象とする季節性インフルエンザワクチン接種の実施(法人が費用負担) 1階・2階の事務室(休憩室・仮眠室を兼ねる)への「空気清浄機」の導入、「加湿器(冬季用)」の更新。
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	事務室において館内の状況を隨時確認及び記録が可能な「人感センサー付きWebカメラ・システム」の整備(継続) 個別支援計画に基づき金銭管理の支援を行う利用者向けの「タイマー式ボックス(指定時間に解錠)」の増設。 ○廊下照明灯(非常灯を含む)をLED照明灯に交換。
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	利用者支援日報、利用者面談記録、日中支援記録、個別支援計画やモニタリング記録などの見直し。 勤務シフトの配布、業務連絡や現状報告等のメール配信化やトーク・チャット化。
やりがい・働きがいの構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	利用者の状況等の共有を中心とした「定例職員会議」の実施。(月1回) 定例職員会議に加え、職員一人ひとりが抱える業務上の課題の共有と組織的な解決等、利用者支援の質的向上を目指した業務改善や生産性向上のための業務改善に向けたアイデア等の提案とその実践に向けた「職員ミーティング」の実施。(月2～3回) ○「就業規則」の改訂(夜勤手当及び通勤手当の増額)
	利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	定例職員会議等において法人代表(理事長)が随時、法人の沿革や理念等を説明。

## （2）地域住民の理解を深める事業（社会啓発等事業）

### （a）実施事業について

定款に掲げる事業の中の精神障害者に対する「地域住民の理解を深めるための事業（社会啓発事業）」を非営利活動法人として必要な基礎的な運営管理も持ち合わせながら実施した。

また、関係機関との連携を通じて、精神障害者に対する理解の促進、地域生活に対する理解の向上を図るための活動の実施、そのために必要な知識等を得るための会議等に参加した。

### （b）具体的な事業展開

地域住民の理解を深める（社会啓発）ために、ホームページ（<https://www.city-wakkanai.hokkaido.jp>）を活用して、法人に関する基本情報（定款や各種規程等、役員体制等）、事業報告並びに財務諸表等、事業概要（共同生活援助事業所の運営規程、人員体制や施設概要、利用料金など）を掲載するなど情報公開（見える化）に努めた。

これに加え、SNS（Facebook）を活用し、NPO法人としての取り組み及びグループホームページめぞん・ぱぱらの運営（各種行事の紹介、避難訓練の実施状況など）の紹介、精神障害者に係る情報提供などを日常的な情報公開に努めた。

なお、事業計画において、前年度と同様に、稚内市との共催により「障害福祉サービス事業の運営に係る研修会」を開催する予定であったが、定款の一部改正に係る事務手続き、法人内研修の実施および外部研修等の受講、長期入院者の発生及びこれに係る家族や関係機関等との連絡調整、新規利用者の受け入れ（入居）の準備など事業所の業務多忙に伴い、令和6年度は開催することを断念した。

### （a）実施事業について

定款に掲げる事業の中の精神障害者に対する「地域住民の理解を深めるための事業（社会啓発事業）」を非営利活動法人として必要な基礎的な運営管理も持ち合わせながら実施した。

### （b）具体的な事業展開

#### SNSの活用

地域住民の理解を深める（社会啓発）ための活動として、NPO法人としての取り組み及びグループホームページめぞん・ぱぱらの運営（各種行事の紹介、避難訓練の実施状況など）の紹介、精神障害者に係る情報提供などをSNS（Facebook）を活用し行い、日常的な情報公開に努めた。

#### ホームページの開設と運用

地域住民の理解を深める（社会啓発）ための活動として、法人独自のドメインを取得し、ホームページ（<https://www.city-wakkanai.hokkaido.jp>）を開設し、法人に関する基本情報（定款や各種規程等、役員体制等）、事業報告並びに財務諸表等、事業概要（共同生活援助事業所の運営規程、人員体制や施設概要、利用料金など）を掲載するなど情報公開（見える化）に努めた。

なお、関係法令により義務付けられている独立行政法人福祉医療機構（WAM）が開設する「障害福祉サービス等情報公表システム」においても情報公開を行った。（毎年6月に定期更新）

### （c）事業の成果

令和6年度のSNSサイト（Facebook）へのアクセス数は、法人（NPO法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議）サイトは、フォロワー数31、リーチ総数344（前年度424）、エンゲージメント総数43（同117）、リアクション総数11（同46）であった。

事業所（グループホームページめぞん・ぱぱら）サイトは、フォロワー数16、リーチ総数395（同536）、エンゲージメント総数68（同140）、リアクション数75（同36）であった。

リーチとはページ閲覧者数、エンゲージメントとはページ閲覧者が何らかの関心を示した回数、リアクションとは「いいね等」の具体的な反応数である。）

### (3) NPO法人運営事業

#### (a) 実施事業について

特定非営利活動法人として事業展開する上で基礎となる法人運営のための事務活動を実施した。

#### (b) 具体的な事業展開

##### 定款の一部変更

令和6年度は、以下のとおり、法人設立以来はじめての定款の一部改正を行った。

表-7 定款の一部変更 新旧対照表

変更後(新)	変更前(旧)
(事業) 第3条 この法人は、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条の別表1号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 <u>【削除】</u> <u>【削除】</u> <u>【削除】</u> <u>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業</u> <u>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業</u> <u>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業</u> <u>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業</u> <u>(5) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業</u> <u>(6) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</u> <u>【削除】</u> <u>(7) 介護保険法に基づく居宅サービス事業</u> <u>(8) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u> <u>(9) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</u> <u>(10) 介護保険法に基づく施設サービス事業</u> <u>(11) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業</u> <u>(12) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業</u> <u>(13) 介護保険法に基づく介護予防支援事業</u> <u>(14) 介護保険法に基づく第1号事業</u> <u>(15) 共同住居支援ネットワークの構築</u> <u>(16) 地域住民の理解を深めるための活動</u> <u>(17) その他目的を達成するために必要な事業</u>	(事業) 第3条 この法人は、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条の別表1号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 <u>(1) 精神障害者の社会復帰や社会参加を促進する事業</u> <u>(2) 精神障害者共同住居運営事業実施要綱に基づく事業</u> <u>(3) 精神保健福祉法に基づく精神障害者グループホーム事業</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> <u>(4) 介護保険事業</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u> <u>(5) 共同住居支援ネットワークの構築</u> <u>(6) 地域住民の理解を深めるための活動</u> <u>(7) その他目的を達成するために必要な事業</u>

<p>(任期等)</p> <p>第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、任期の末日が属する事業年度の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</p> <p>3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第38条 この定款は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、<u>所轄庁</u>の認証を受けて効力を得る。</p> <p>附則</p> <p>(令和6年6月10日通常総会決定・令和6年8月1日稚内市長認可)</p> <p>この定款の変更是、稚内市長の認可があった日から施行する。</p>	<p>(任期等)</p> <p>第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>【新設】</p> <p>2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第38条 この定款は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、<u>北海道</u>の認証を受けて効力を得る。</p> <p>附則</p> <p>【新設】</p>
--	--

#### 労働基準法の改正、待遇改善加算の算定に伴う関係規程の制定及び改廃

令和6年度は、精神障害者グループホーム事業（グループホームめぞん・ぽぷら事業）に係る関係法令等の改正（令和6年4月1日付け）に伴う関係規程等の変更、令和6年4月1日及び6月1日付けで改正された厚生労働省が定める「福祉・介護職員待遇改善加算制度（以下、「加算制度」という。）」、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「福祉・介護職員待遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（以下、「事務通知」という。）」に基づき待遇改善加算等を算定し、これを主たる財源として、対象となる職員に対し、手当（月次及び期末）を支給するために必要な要件を満たすための関係規程や指針等の改正、これら改正と連動した就業規則等の改正を行った。

表-8 前事業年度（令和6年度）に制定・改廃した規程等

主な事由	規程等	施行年月日（制定・改廃）
事業に係る関係法令の改正に伴う規程等の制定又は改廃	指定共同生活援助事業所運営規程	令和6年8月1日 一部改正
加算制度及び事務通知に示された条件等を満たすための規程等の改正、経済動向を踏まえた改正	待遇改善加算金の支給に関する規程 就業規則 " パートタイマー就業規則	令和6年6月1日 一部改正 令和6年4月1日 一部改正 令和6年6月1日 一部改正 令和6年6月1日 一部改正

### 定期総会及び理事会の実施

令和6年度に開催した定期総会及び理事会は以下のとおりである。

なお、法人運営に係る日常的な起案書による決裁、規程等の制定及び改廃等については持ち回り決裁により適宜行った。

定期総会	日 時 令和6年6月10日(月)14時30分から 場 所 グループホームめぞん・ぽぷら事務室にて 出席者 社員総数10名のうち10名が出席(うち5名が書面出席) 議 案 第1号議案 令和5年度事業活動報告及び収支決算の承認の件 第2号議案 令和6年度事業活動計画の承認の件 第3号議案 令和6年度収支予算案の承認の件 第4号議案 定款変更の件 第5号議案 議事録署名人選任の件
理事会(総会前)	日 時 令和6年6月10日(月)13時45分から 場 所 グループホームめぞん・ぽぷら事務室にて 出席者 理事総数3名のうち3名が出席(監事も同席) 議 案 第1号議案 総会に付議すべき書類の件 第2号議案 議事録署名人選任の件
監事監査	日 時 令和6年6月10日(月)13時00分から 場 所 グループホームめぞん・ぽぷら事務室にて 内 容 関係帳簿及び証拠書類、現預金等の確認
役員懇談会	令和6年6月10日(月)17時30分から

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施月日	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(円)
精神障害者グループホーム事業	グループホーム「めぞん・ぽぷら事業」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービス事業である「共同生活援助事業」	令和6年4月1日～令和7年3月31日	稚内市はまなす2-12-5	職員実人数 常勤職員 4人 非常勤職員 1人 (合計) 5人  職員配置 管理者 (常勤・兼務) 1人 サービス管理責任者 (常勤・兼務) 1人 世話人 (常勤・兼務) 2人 生活支援員 (常勤・専従) 2人 (非常勤・専従) 1人 夜間支援従事者 (常勤職員が担う) 4人 毎夜2人体制 日中支援従事者 必要数	精神障害者 7人  【GH利用実績】 実人数 6人 延人数 2,101人／年 平均利用者数 5.8人／日 稼働率 82.9%  【日中支援実績】 提供日数 231日／年 延人数 1,199人／年 1日当たり平均支援人数 5.2人／日 支援提供日率 93.6%	事業費 29,706,887 管理費 0
地域住民の理解を深めるための活動	社会啓発等事業	令和6年4月1日～令和7年3月31日	稚内市緑6-16-9	理事 3人 職員 3人（事務局長を含む）	【年間閲覧者数】 法人 SNS フォロー 31 リーチ 344 エンゲージメント 43 リアクション 11  事業所 SNS フォロー 16 リーチ 395 エンゲージメント 68 リアクション 75	事業費 43,220 管理費 0
NPO法人運営事業	NPO法人運営事業	令和6年4月1日～令和7年3月31日	稚内市緑6-16-9	理事 3人 事務局長 1人 社員 10人 (理事・事務局長を含む)	上記2事業を参照のこと	事業費 0 管理費 475,440

### (2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施月日	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
(定款第4条に掲げる「収益事業」は実施しなかった。)						

# 活動計算書

特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議

[税込] (単位:円)

全事業所

自 令和6年 4月 1日 至 令和7年 3月31日

## 【経常収益】

### 【受取会費】

正会員受取会費 50,000

### 【事業収益】

障害福祉サービス等事業収益 30,661,697

### 【その他収益】

受取 利息 5,891

雑 収 益 669,822

675,713

### 経常収益 計

31,387,410

## 【経常費用】

### 【事業費】

#### (人件費)

給料 手当(事業) 20,128,045

退職給付費用(事業) 573,900

法定福利費(事業) 2,919,550

福利厚生費(事業) 81,306

#### 人件費計

23,702,801

#### (その他経費)

業務委託費(事業) 139,397

給 食 費(事業) 971,600

印刷製本費(事業) 49,186

会 議 費(事業) 5,251

旅費交通費(事業) 51,730

通信運搬費(事業) 202,154

消耗品 費(事業) 356,756

備 品 費(事業) 78,820

修 繕 費(事業) 928,400

水道光熱費(事業) 1,651,870

賃 借 料(事業) 45,230

減価償却費(事業) 1,136,170

保 険 料(事業) 201,350

新聞図書費(事業) 32,340

諸 会 費(事業) 12,000

研 修 費(事業) 47,000

保 守 料(事業) 38,500

支払手数料(事業) 14,806

雑 費(事業) 84,756

#### その他経費計

6,047,316

#### 事業費 計

29,750,117

## 活動計算書

特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議  
全事業所

[税込] (単位:円)

自 令和6年 4月 1日 至 令和7年 3月31日

### 【管理費】

(人件費)

人件費計

0

(その他経費)

会議費

31,580

旅費交通費

142,820

通信運搬費

1,260

賃借料

120,000

保険料

56,040

諸会費

60,000

租税公課

1,200

支払手数料

1,100

管理諸費

61,440

その他経費計

475,440

管理費計

475,440

経常費用計

30,225,557

当期経常増減額

1,161,853

### 【経常外収益】

経常外収益計

0

### 【経常外費用】

経常外費用計

0

税引前当期正味財産増減額

1,161,853

経理区分振替額

0

当期正味財産増減額

1,161,853

前期繰越正味財産額

12,412,457

次期繰越正味財産額

13,574,310

## 財務諸表の注記

特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議

令和7年 3月31日 現在

### 【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正・NPO法人会計基準協議会）によっています。

#### (1).棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

#### (2).固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：直接法

無形固定資産：直接法

#### (3).引当金の計上基準

貸倒引当金：該当なし

賞与引当金：該当なし

退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。

#### (4).施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

該当なし

#### (5).ボランティアによる役務の提供

該当なし

#### (6).消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

### 【会計方針の変更】

該当なし

### 【事業費の内訳】

事業費の区分は以下の通りです。

[税込] (単位:円)

科目	G Hめぞん ぽぶら事業	社会啓発等 事業(基本)	NPO法人 運営事業	合計
<b>(人件費)</b>				
給料 手当(事業)	20,128,045			20,128,045
退職給付費用(事業)	573,900			573,900
法定福利費(事業)	2,919,550			2,919,550
福利厚生費(事業)	81,306			81,306
<b>人件費計</b>	<b>23,702,801</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>23,702,801</b>
<b>(その他経費)</b>				
業務委託費(事業)	139,397			139,397
給 食 費(事業)	971,600			971,600
印刷製本費(事業)	49,186			49,186
会 議 費(事業)	5,251			5,251
旅費交通費(事業)	51,730			51,730
通信運搬費(事業)	202,154			202,154
消耗品 費(事業)	356,756			356,756
備 品 費(事業)	78,820			78,820
修 繕 費(事業)	928,400			928,400
水道光熱費(事業)	1,651,870			1,651,870
賃 借 料(事業)	24,440	20,790		45,230
減価償却費(事業)	1,136,170			1,136,170
保 険 料(事業)	201,350			201,350
新聞図書費(事業)	9,900	22,440		32,340
諸 会 費(事業)	12,000			12,000
研 修 費(事業)	47,000			47,000
保 守 料(事業)	38,500			38,500
支 払 手 数 料(事業)	14,806			14,806
雜 費(事業)	84,756			84,756
<b>その他経費計</b>	<b>6,004,086</b>	<b>43,230</b>	<b>0</b>	<b>6,047,316</b>
<b>合計</b>	<b>29,706,887</b>	<b>43,230</b>	<b>0</b>	<b>29,750,117</b>

【施設の提供等の物的サービスの受入の内訳】

該当なし

〔税込〕(単位:円)

内容	金額	算定方法

【活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳】

該当なし

〔税込〕(単位:円)

内容	金額	算定方法

【使途等が制約された寄付等の内訳】

該当なし

〔税込〕(単位:円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
合計					

【固定資産の増減内訳】

〔税込〕(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
(有形固定資産)						
建物	24,756,155	0	0	24,756,155	△ 21,824,108	2,932,047
建物附属設備	8,567,245	0	0	8,567,245	△ 8,567,237	8
什器 備品	1,052,374	0	0	1,052,374	△ 765,204	287,170
合計	34,375,774	0	0	34,375,774	△ 31,156,549	3,219,225

【借入金の増減内訳】

該当なし

〔税込〕(単位:円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
合計				

【役員及びその近親者との取引の内容】

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

該当なし

〔税込〕(単位:円)

科目	財務諸表に 計上された金額	内、役員との取引	内、近親者及び 支配法人等との取引
(活動計算書)			
活動計算書計			

【その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項】

該当なし

## 貸 借 対 照 表

特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議  
全事業所

[税込] (単位:円)  
令和7年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		未 払 金	2,802,814
現 金	112,210	預 り 金	816,788
小口 現金	32,269	流動負債 計	3,619,602
普通 預金	9,834,730		
現金・預金 計	9,979,209	<b>【固定負債】</b>	
(売上債権)		退職給付引当金	4,149,724
未 収 金	4,456,584	固定負債 計	4,149,724
売上債権 計	4,456,584	<b>負債合計</b>	<b>7,769,326</b>
(その他流動資産)			
仮 払 金	111,290	<b>正 味 財 産 の 部</b>	
その他流動資産 計	111,290	<b>【正味財産】</b>	
流動資産合計	14,547,083	前期繰越正味財産額	12,412,457
<b>【固定資産】</b>		当期正味財産増減額	1,161,853
(有形固定資産)		正味財産 計	13,574,310
建 物	2,932,047	<b>正味財産合計</b>	<b>13,574,310</b>
建物附属設備	8		
什器 備品	287,170		
有形固定資産 計	3,219,225		
(投資その他の資産)			
退職給付引当預金	3,577,328		
投資その他の資産 計	3,577,328		
固定資産合計	6,796,553		
<b>資産合計</b>	<b>21,343,636</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>21,343,636</b>

## 財産目録

特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議  
全事業所

[税込] (単位:円)

令和7年 3月31日 現在

### 《資産の部》

#### 【流動資産】

##### (現金・預金)

現 金	112,210
小口 現金	32,269
普通 預金	9,834,730
稚内信金 (1115601)	(9,834,724)
稚内信金 (1160274)	(6)
<b>現金・預金 計</b>	<b>9,979,209</b>

##### (売上債権)

未 収 金	4,456,584
国保連	(4,143,170)
利用者	(311,064)
職員	(2,350)
<b>売上債権 計</b>	<b>4,456,584</b>

##### (その他流動資産)

仮 払 金	111,290
労働保険料	(51,123)
職員	(5,400)
年調による超過税額	(44,767)
その他	(10,000)
<b>その他流動資産 計</b>	<b>111,290</b>

##### 流動資産合計

14,547,083

#### 【固定資産】

##### (有形固定資産)

建 物	2,932,047
建物附属設備	8
什器 備品	287,170
<b>有形固定資産 計</b>	<b>3,219,225</b>

##### (投資その他の資産)

退職給付引当預金	3,577,328
<b>投資その他の資産 計</b>	<b>3,577,328</b>

##### 固定資産合計

6,796,553

##### 資産の部 合計

21,343,636

### 《負債の部》

#### 【流動負債】

未 払 金	2,802,814
預 り 金	816,788
雇用保険	(17,991)
住民税	(53,500)
所得税	(266,030)
健康保険料等	(479,267)
<b>流動負債 計</b>	<b>3,619,602</b>

#### 【固定負債】

退職給付引当金	4,149,724
<b>固定負債 計</b>	<b>4,149,724</b>
<b>負債の部 合計</b>	<b>7,769,326</b>

正味財産

**13,574,310**